

会費規程

第1条(目的)

本規程は、賛助会費に関し必要な事項を定める。正会員の会費については別途定款で定める。

第2条(会費)

1 年会費は、会員種別に応じて下記の会費(年額)を納入しなければならない。

(1)一般会員 6,000円

(2)Estrella会員 10,000円

2 年会費の計算期間は1年とし、毎年1年(毎年9月から翌年8月)分を先払いするものとする。

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第3条(会費の納入方法等)

1 一般会員及びEstrella会員は、本協会からの請求に基づき、1事業年度当たりの会費を納入するものとする。

2 一般会員及びEstrella会員は、原則として、各事業年度の11月末日までに、本協会の指定する方法で会費を納入しなければならない。

第4条(新規入会時における会費の取扱い)

本協会に入会の承認を受けた一般会員及びEstrella会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。

1 入会の承認を受けた会員は、入会承認月に関わらず年額を納入することとする。

2 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。

第5条(会費の滞納)

1 第3条にて定める納期までに会費を納入しなかった一般会員及びEstrella会員に対し、督促する。

第6条(改廃)

1 この規程の改廃は、理事会の決議による

附則 この改正規約は、令和3年9月1日から施行する。